



日本共産党 市議会報告



市議会議員
元木美奈子

入船 4-37-14
☎355-8526
minamonton@
jcom.home.ne.jp



市議会議員
美勢 麻里

北栄 2-3-16-203
☎354-9269
m5mise@jcom.
home.ne.jp

2012年2月27日 第1201号
【発行】
日本共産党浦安市議団
市役所内控え室(議会棟1階)
☎&FAX (350)1243

子育ても老後も安心
住み続けたい浦安を

第5期 介護保険料

基準月額320円の増! 2012年度より月額4100円に

2000年4月に始まった介護保険制度は今年4月で13年目を迎えます。3年ごとに保険料が改定され第5期目となり、3月議会には保険料改定案が上程されています。

所得段階区分の細分化で 低所得者の負担を軽減

介護保険料は所得の少ない人ほど負担割合が重く、支払い能力に応じた負担に軽減することは保険料見直しに当たつての課題の一つです。

日本共産党は、この課題を解決するために、これまで改定の度ごとに所得段階の細分化を提案してきました。

2000年スタート時は5段階の区分でしたが改定ごとに細分化し、現在は10段階です。第5期では14段階の区分変更が提案されています。

一般会計の繰り入れで 保険料引き下げを

介護保険料は高齢者が増えてサービスの利用者が増えればその分、保険料が高くなる仕組みです。

なる仕組みです。

保険料を安くするためには国の負担割合を増やすとともに、自治体が介護保険特別会計に一般会計から繰り入れることがなにより対策になることから、日本共産党は保険料軽減に一般財源の繰り入れを強く求めてきました。

浦安市は介護保険事業計画の第3期、18年・19年に一般財源からの繰り入れを行い、保険料を抑えた実績があり、他の自治体関係者からも高く評価されてきました。

第5期については、「介護給付費準備基金」と「千葉県財政安定化基金の取崩し」の活用を留め、一般財源繰り入れは行われていません。

第4期への改定時には、基準月額3780円をそのまま据え置き第3期と同額としました。

第4期から第5期への改定は320円増の4100円となり、これまでの市の基準月額としては最高額になります。(裏面：所得区分一覧表参照)

基準月額
第1期
2,665 円
第2期
3,081 円
第3期・4期
3,780 円
第5期
4,100 円

日本共産党衆議院比例代表南関東ブロック予定候補



元参議院議員
畑野君枝



衆議院議員
党委員長 志位和夫

＜日本共産党の財源案＞

この間、財政危機のもとでも富裕層や大企業には減税がくり返されてきました。この優遇と不公平をただす税制改革で、8～11兆円の財源を確保します。

2012/2/25 放射線量測定 「当代島公民館隣の公園」

場所/計測器名	高さ	Mr.Gamma	RADEX	Radi
		値: $\mu\text{Sv/h}$	こげ上 β	線測定
公園の端 土止めコンクリート下 道路側 こげの下	0cm	0.131	0.18	0.150
			0 β	
公園の端 土止めコンクリート上 道路側 こげの濃い所の上	50cm	0.141	0.13	0.183
			20 β	
公園中央	50cm	0.139	0.15	0.168
すべり台の下	0cm	0.225	0.19	0.218
すべり台の上	50cm	0.146	0.15	0.175

第5期 所得段階別の介護保険料

第5期(2012年度～2014年度)					第4期との差額	
所得段階	対象者	保険料率	保険料(月額)	保険料(年額)	保険料額(月額)	保険料額(年額)
第1	生活保護、老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税の方	0.50	2,050円	24,600円	160円	1,920円
第2	世帯全員が市民税非課税、本人の所得+収入が80万円以下の方	0.60	2,460円	29,520円	192円	2,300円
第3	世帯全員が市民税非課税、本人の所得+収入が80万円超120万円以下の方	0.65	2,665円	31,980円	19円	220円
第4	世帯全員が市民税非課税、本人の所得+収入120万円超の方	0.70	2,870円	34,440円	154円	2,680円
第5	世帯の誰かが市民税課税、本人は市民税非課税で所得+収入が80万円以下の方	0.90	3,690円	44,280円	288円	3,450円
第6	世帯の誰かが市民税課税、本人は市民税非課税で第5段階に当てはまらない方	1.00	4,100円	49,200円	320円	3,840円
第7	本人が市民税課税で前年の所得が125万円未満の方	1.15	4,715円	56,580円	368円	4,410円
第8	本人が市民税課税で前年の所得が125万円以上200万円未満の方	1.25	5,125円	61,500円	400円	4,800円
第9	本人が市民税課税で前年の所得が200万円以上300万円未満の方	1.50	6,150円	73,800円	480円	5,760円
第10	本人が市民税課税で前年の所得が300万円以上400万円未満の方	1.60	6,560円	78,720円	730円	10,680円
第11	本人が市民税課税で前年の所得が400万円以上500万円未満の方	1.70	6,970円	83,640円	733円	8,790円
第12	本人が市民税課税で前年の所得が500万円以上600万円未満の方	1.75	7,175円	86,100円	763円	11,250円
第13	本人が市民税課税で前年の所得が600万円以上700万円未満の方	1.80	7,380円	88,560円	963円	13,710円
第14	本人が市民税課税で前年の所得が700万円以上の方	2.10	8,610円	103,320円	1,428円	17,130円

介護保険料の引き下げ 減免制度の充実を

介護保険制度が改正される中、介護保険料の普通徴収の内、2011年6月1日現在、市では前年度1期でも滞納のある人数は644人、保険料の滞納を理由に給付制限をされている人数は4名となっています。

今回の値上げで、滞納者の増加が懸念されます。市には、介護保険料の減免制度がありますが、2010年度の利用実績はありません。

東日本大地震の被災者を救済するために、大地震の影響で居住する住宅の損害の程度が全壊・大規模半壊・半壊と判定された場合や生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合など、特別の事情の範囲が拡大され、該当する方の介護保険料を減免しています。

今回、この減免期間が、普通徴収の方の場合、2011年度第9期(2012年4月2日納期限)まで延長になっています。